

重要事項説明書（通所介護事業所）

1 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 黒潮福祉会
代表者名	理事長 竹本 範彦
所在地・電話	高知県四万十市古津賀3742番地17 TEL0880-35-8883
業務の概要	居宅介護支援事業、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、通所介護事業、通所リハビリテーション事業、短期入所生活介護事業、短期入所療養介護事業、認知症対応型共同生活介護事業、認知症対応型通所介護

2 事業所の概要

事業所名	通所介護事業所しおかぜ
所在地	高知県幡多郡黒潮町有井川12番地1
管理者名	田村 真人
電話番号	0880-44-1966
FAX番号	0880-44-1912
事業者指定番号	第3972600021号
サービス提供地域	黒潮町

3 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な通所介護若しくは通所型サービスを提供することを目的とする。

4 事業の運営方針

- (1) 事業所の職員は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- (2) 通所介護及び通所型サービス（以下「通所介護等」という。）は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- (3) 通所介護等の実施にあたっては、指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

5 事業所の職員体制

職 種	常 勤
管 理 者	1 人
生活相談員	1 人以上
介護職員	4 人以上
看護職員	1 人以上
機能訓練指導員（看護職員兼務）	1 人以上
管理栄養士（特養との兼務）	1 人以上

※令和6年4月より機能訓練指導員配置なし職員の配置しだい、希望者算定し訓練行うようになります。

6 営業日及び営業時間

営 業 日：月曜日～土曜日（但し、12月29日から1月3日までを除く。）

営業時間：午前8時00分～午後5時00分

サービス提供時間：午前9時30分～午後4時

7 通所介護等の利用定員

1 単位 30 人まで。

8 サービス利用料及び利用者負担

別紙料金表参照

9 支払方法

利用者負担金は、翌月中旬までに請求しますので、月末までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

窓口で現金払い

銀行振込 四国銀行入野代理店 普通預金 9150235
口座名義 通所介護事業所 しおかぜ
施設長 田村 真人

10 キャンセル

利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先：通所介護事業所しおかぜ TEL（0880）44-1966

利用者の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。

11 事故発生時の対応

- （1）利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な処置を講じます。
- （2）利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- （3）事故が生じた際にはその原因を解明するとともに詳細な記録を作成し、再発生を防ぐための対策を講じます。

12 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号	0880-44-1966
	FAX 番号	0880-44-1912
	担当者	島田 真也
	対応時間	午前8時00分～午後5時00分

公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

黒潮町健康福祉課	所在地	幡多郡黒潮町入野 5893
	電話番号	0880-43-2116
	FAX 番号	0880-43-2788
	対応時間	午前8時30分～午後5時30分
高知県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX 番号	088-820-8413
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分

※ 尚、黒潮町以外在住の方は各市町村窓口にお問い合わせください。

13 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 施設内の秩序を守り、相互の親愛に勤めること。
- (2) 貸与品、備品等は大切に使用し、安全かつ衛生的な環境維持に努めること。
- (3) 管理者が定めた以外での喫煙、飲酒を行ってはならない。
- (4) 許可なく食物や飲物を外部より持ち込み飲食しないこと。
- (5) 他人に迷惑になるような粗暴な言動をしないこと。
- (6) その他管理者が定めたこと。

14 緊急時における対応方法

- (1) 通所介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに主治医へ連絡を行う。

15 非常災害対応

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う防災管理者は、職員に対して防災教育、消防訓練を実施する。

- ①防災教育及び基本訓練（消化・通報・避難）・・・年1回以上
- ②利用者を含めた総合訓練・・・年1回以上
- ③非常災害用設備の使用法の徹底・・・随時
- ④その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる

16 その他運営に関する留意事項

(1) 職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後一か月以内

②継続研修 年3回

(2) 職員は業務上知り得た利用者家族の秘密を保持する。

(3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨職員との雇用契約の内容とする。

(4) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会法人黒潮福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

17 第三者評価実施状況

第三者評価実施の有無、(有 無)
実施した直近年月日 (令和 年 月 日)

実施した評価機関の名称 ()

評価結果開示状況 ()

18 重要事項施行う

この重要事項は令和 年 月 日から施行するものとする。

19 その他

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明をいたしました。

事業所 所在地 幡多郡黒潮町有井川12-1

事業所名 通所介護事業所しおかせ

説明者 印

居宅サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を受け了承致しました。

利用者 住所 黒潮町

氏名 印

利用者の家族 住所

氏名 印 続柄 ()

別紙

(料金表)

サービス利用料及び利用者負担

通所介護を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

基本料金

	3～4時間未 満	4～5時間未 満	5～6時間未 満	6～7時間 未満
要介護1	370円	388円	570円	584円
要介護2	423円	444円	673円	689円
要介護3	479円	502円	777円	796円
要介護4	533円	560円	880円	901円
要介護5	588円	617円	984円	1008円

加算料金

入浴加算（I）	40円/一回	
個別機能訓練加算（I）イ	56円/一回	令和6年4月現在算定しません。※但し職員の配置しだい、希望者算定し訓練行うようになります。
サービス提供強化加算（I）	22円/一回	
介護職員など処遇改善加算I	92/1000	

* 個別機能訓練などの加算は、必要性に応じてサービスの提供をおこないます。

自己負担額

食費 604円

* 2時間前まではキャンセル可能です。それ以後は負担となります。